

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	物価高騰対応重点支援給付金(定額減税調整給付金及び不足額給付金)の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大河原町は、物価高騰対応重点支援給付金(定額減税調整給付金及び不足額給付金)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワード・生体認証により操作者、操作権限を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を保存している。

## 評価実施機関名

宮城県 大河原町長

## 公表日

令和7年10月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金(定額減税調整給付金及び不足額給付金)の支給に関する事務
②事務の概要	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(11月2日閣議決定)を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税しきれない所得水準の方への給付(調整給付金)及び定額減税調整給付金の支給額に不足額が生じる者等に対し、定額減税不足額給付(不足額給付金)を実施するため、 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下、「番号法」という。)の規定により、以下の事務において、特定個人情報を取り扱う。 ・定額減税調整給付金の支給事務 ①対象者の抽出・管理 ②公金受取口座の照会 ③給付金の支給・管理
③システムの名称	1. 定額減税調整給付及び不足額給付システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税調整給付金ファイル及び定額減税不足額給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2の121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4 【情報提供の根拠】 (情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大河原町総務課 郵便番号989-1295 住所:宮城県柴田郡大河原町字新南19番地 電話:0224-53-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

大河原町税務課  
郵便番号989-1295  
住所:宮城県柴田郡大河原町字新南19番地  
電話:0224-53-2113

9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

Gray rectangular area for providing the reason for application.

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
[ 基礎項目評価書 ]
<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるように系統的に制御する。また外部記憶媒体については限定されたUSBメモリ以外の利用不可、施錠できる場所での保管等の安全措置を講じている。 申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、社会保障・税番号制度および情報セキュリティの研修受講を推奨している。 また、庁内で漏えい等の事案が発生した際等には、再発防止策の周知の実施及び必要に応じて内部監査の実施を行うこととしている。 これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。	

